

## I. 趣旨・目的

- ✓ 加盟国際学術団体に対応する分科会・小委員会に限り、継続的な活動を実施するため、第26期期首における設置にあたって特段の措置を講じる。
- ✓ 第25期の満了に伴い、現在設置されている分科会・小委員会は廃止されることから、期替わりにおいても継続的な活動を実施するための対応(第26期当初からの分科会・小委員会の設置)をとる必要がある。
- ✓ 期首に分科会を設置する場合には、6か月間の暫定設置(延長可)とすることが通例であるが、継続的な活動を実施するという本対応の趣旨に鑑み、3年間(第26期中)設置する。

## II. 第25期から第26期における対応

### 1. 国際委員会のみに置く分科会・小委員会の場合 ※国際委員会の単管のもの

- ① 第26期の分科会・小委員会の設置を第25期中に幹事会において決定  
※令和5年10月1日(第26期期首)から施行
- ② 設置期間は第26期中(令和5年10月1日～令和8年9月30日)
- ③ 構成員は第26期の幹事会において決定(=分科会・小委員会の設置手続完了)

# 加盟国際学術団体に関する継続的な活動について

## 2. 國際委員会及び部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会の場合

※国際委員会と部又は分野別委員会の共管のもの(参考参照)

### (1) 國際委員会に置く分科会・小委員会

① 第26期の分科会・小委員会の設置を第25期中に幹事会において決定

※令和5年10月1日(第26期期首)から施行

②・③ 対応する国際学術団体と同じくする部又は分野別委員会に置かれている分科会・小委員会  
【下記(2)】が実質を担っていることから、当該分科会・小委員会【下記(2)】について設置期間及び構成員が決定することにより、國際委員会に置く分科会・小委員会の設置手続が完了する。

### (2) 部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会

① 第26期の分科会・小委員会の設置を第25期中に幹事会において決定

※令和5年10月1日(第26期期首)から施行

② 設置期間は第26期中(令和5年10月1日～令和8年9月30日)

③ 構成員は第26期の幹事会において決定(=分科会・小委員会の設置手続完了)

# (参考)対象となる部又は分野別委員会に置かれる分科会・小委員会

第一部国際協力分科会

史学委員会国際歴史学会議等分科会

史学委員会IUHPST分科会

経済学委員会IEA分科会

経済学委員会IEHA分科会

基礎生物学委員会IUBS分科会

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会

基礎生物学委員会・農学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同IUMS分科会

農学委員会・食料科学委員会合同CIGR分科会

農学委員会・食料科学委員会合同IUSS分科会

農学委員会・食料科学委員会合同PSA分科会

農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同IUNS分科会

基礎医学委員会ICLAS分科会

基礎医学委員会IUBMB分科会

基礎医学委員会IUPHAR分科会

基礎医学委員会IUPS分科会  
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同FE・WCRP合同分科会

数理科学委員会IMU分科会

物理学委員会IAU分科会

物理学委員会・総合工学委員会合同IUPAP分科会

地球惑星科学委員会IGU分科会

地球惑星科学委員会IGU分科会ICA小委員会

地球惑星科学委員会IUGG分科会

地球惑星科学委員会IUGS分科会

地球惑星科学委員会SCOR分科会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会COSPAR小委員会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会IASC小委員会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会INQUA小委員会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会IMA小委員会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会SCAR小委員会

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会SCOSTEP-STPP小委員会

情報学委員会国際サイエンスデータ分科会

化学委員会IUCr分科会

化学委員会IUPAC分科会

総合工学委員会ICO分科会

総合工学委員会・電気電子工学委員会合同IFAC分科会

機械工学委員会・総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同  
理論応用力学分科会IUTAM・国際連携小委員会

電気電子工学委員会URSI分科会

土木工学・建築学委員会・情報学委員会・総合工学委員会合同  
WFEO分科会